

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

二本松市長 三保 恵一

市町村名 (市町村コード)	二本松市 (07210)
地域名 (地域内農業集落名)	東和地域 治家、塩沢、石谷、境田、折越、田谷、松ヶ作、桜畑、梨木内、高槻、水舟、間屋、仲之内、鍛冶山、坂之下、大実取、竹ノ内、寺坂、西谷、小田、鷹一、鷹二、白髭、綱木、菅一、菅二、若一、若宮、前石田、楽内、岩南、岩北、布一、布二、深田、布四、一区、羽山、三区、四区、下田、川向、六区、七区、八区、九区、十区、十一区、十二区、十二区東、針道一区、針道二区、針道三区、針道四区、針道五区、西ノ内、上ノ内、五反田、針道九区、仲組、杉内、入組、小手森、宮秋、大町
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年11月14日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

- ・人口の流出や農業従事者の高齢化が進行し、今後、遊休農地の更なる増加が懸念される。
- ・遊休農地の更なる増加により、鳥獣の人里への出没や病害虫の増加など周辺環境への悪影響が懸念される。
- ・遊休農地減少のためには、既存農業従事者への農地の集約や新規就農者の確保・育成が必要。

【地域の基礎的データ】

認定農業者:33人(うち50歳代以下:4人)、団体経営体(法人・集落営農組織等):5経営体(認定農業者を含む。)

中山間地域等直接支払事業協定集落:37集落、個人協定2人、多面的機能支払事業活動組織:12組織

主な作物:水稲、果樹、花きなど

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・水田について認定農業者など地域の担い手への集約化を図り、可能ならば農作業の省力化のために適したスマート農業の導入を進める。
- ・キュウリ等の園芸作物の生産拡大を図るため、新規就農者を中心に作付けの誘導を図り、安達農業普及所・既存栽培者等による栽培技術の助言を行う。
- ・担い手の確保のため、地域内外から新規就農者を募集し、必要な農地をあっせんする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2,255 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1,728 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農地中間管理機構を活用して、認定農業者や新規就農者を中心に集約化に配慮した農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
地域全体の農地を可能な範囲で順次農地中間管理機構に貸し付け、担い手の経営意向を考慮し、段階的に集約化を進める。
(3)基盤整備事業への取組方針
未整備地域では、農地中間管理機構関連農地整備事業を活用した、農地の大区画化・汎用化等のための基盤整備の実施について検討を進める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
市町村やJAと連携し、地域内外から多様な経営体を募集し、栽培技術や農業用機械の補助事業の活用などの支援や生産する農地をあっせんし、相談から定着まで切れ目のない取り組みを展開する。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
地域内で農作業の効率化を図るため水稻の育苗や収穫作業等はJAや大規模経営体へ委託するとともに、それ以外の草刈り等の作業は、シルバー人材センター等を活用し、遊休農地の発生防止を図る。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①イノシシ等の被害が拡大しないよう防止柵の設置を進める。
- ②⑨水稻栽培においては、地域内の耕畜連携による堆肥を活用した減肥料栽培を進める。
- ③水稻大規模経営体は、省力化を進めるため、必要に応じてICT農機等の導入を進める。
- ⑦多面的機能支払交付金活動組織等の活動により、農地等の保全管理を継続する。
- ⑧担い手の営農状況などを考慮しつつ、水稻収穫乾燥調製作業の担い手への集約化を進める。